

工事名：北部幹線配水管布設替(第1工区)工事

質問	回答
<p>交差点部での交通誘導員数及び作業時間帯は警察や道路管理者と事前に協議した上での選定でしょうか。</p> <p>交差点横断歩道部での掘削時に歩行者の安全確保の観点からみると人数が少なく思われますが人数を増加した時は増額対象になりますか。</p>	<p>本工事の発注にあたり、交通管理者及び道路管理者と交通誘導員数や作業時間帯についての事前協議を行っており、所要人数を計上しております。</p> <p>施工時の安全確保については、照明型の表示板と交通誘導員を配置することにより設計計上した人数で施工可能だと判断しておりますが、設計と現場条件に相違があり設計変更を行う必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>地域住民及び関係各所への事前の説明は完了しておりますか。</p> <p>特に県土木事務所や警察との協議は終わっているのでしょうか？</p>	<p>自治振興会長、町内会長には工事内容を説明のうえ町内回覧を依頼し、工事箇所沿線の住宅・店舗に対しては個別訪問により受注者決定までに説明を終える予定です。</p> <p>発注にあたり道路管理者及び交通管理者との事前協議を終えています。</p>
<p>改良地盤厚を20m毎に計測結果を報告と記載があるのですが、具体的に何をすれば良いか分かりません。また、事前に改良地盤の調査のみを行い、即日復旧を行う施工となった場合の骨材、合材は設計変更での協議対象として頂けますか。</p>	<p>工事区間の改良地盤厚を20m毎に計測し、写真管理を行い、その結果を打合せ簿で報告してください。</p> <p>試掘調査に併せて地盤改良厚を確認する設計としており、その埋戻しに必要な骨材、合材を設計計上しておりますが、設計と現場条件に相違があり設計変更を行う必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>交差点部での伏せ越し箇所は、管低で約3mとなっている箇所もあり即日復旧での施工は規制時間内では不可能と思われるので、終日規制で施工は可能でしょうか。</p> <p>また現在規制はどの様にお考えでしょうか。</p>	<p>令和4年度に施工した主要地方道富山立山公園線での北部幹線布設替工事において、管低で約3mの伏せ越し箇所を夜間作業により即日復旧した実績があることから、本工事においても交差点部での伏せ越し箇所は、異形管や切管で施工することにより規制時間内での即日復旧が可能であると判断しております。</p> <p>なお、施工箇所の交通量が多いことから交通管理者との事前協議では終日規制は認められず、条件明示書に記載している作業時間帯のみ規制を行う設計としております。</p>
<p>ウエルポイントの本数等に変更があった場合は設計変更の協議はして頂けますか。</p> <p>また、交差点付近の集水管はどこへ排水するのかわかりません。</p>	<p>ウエルポイントの本数等については既存の土質調査を基に計上しておりますが、設計と現場に相違があり、ウエルポイントの本数等を変更する必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p> <p>集水した地下水は、ノッチタンクを通じて周辺の道路側溝や排水路へ排水する計画です。</p>
<p>通水試験にて給水車不要となっておりますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>既設ドレン及び消火栓を利用することで充水が可能であることから通水試験に給水車は不要と判断しております。</p>
<p>がれき類処分費の箇所に橋開発棟と記載されておりますが、数量も含めて事前に協議済みですか。</p>	<p>がれき類の搬出先は、富山県土木工事標準積算基準に基づき現場から一番安価な場所を選定しており、設計段階では事前協議を行っておりません。処分先の都合により受入れが不可能となった場合は受注者と協議します。</p>
<p>区画線工は実線15cmのみとなっておりますが、交差点付近のゼブラ線及び横断歩道部、矢印も必要と思われます。</p>	<p>区画線の復旧について、設計と現場で相違があり設計変更を行う必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>

<p>単価表の第2号に於いて、空気弁の呼び径が75mmとなっておりますが、100mmの誤りでしょうか。</p>	<p>本工事ではφ100の空気弁を設置することとしており、単価表の第2号の表記に誤りがありました。 なお、φ75とφ100空気弁の布設費の歩掛が同じであるため設計積算に変更はありません。 訂正後の金抜設計書は、電子入札システムに掲示（ZIPファイル名の最後がnewになっています。）してありますので、再度ダウンロードして確認してください。</p>
<p>管材納期が約3か月となっております。試掘調査後の発注となり設計書通りの発注にならなかった場合や施工困難で遅れが出た場合等は工期延期や増額は可能でしょうか。</p>	<p>受注者の責によらない理由により設計変更や工期延期を行う必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>